

子ども手当の全額国庫負担等を求める意見書

政府は、今年度より支給となった子ども手当について、財源不足を理由に、マニフェストに掲げられていた子ども1人当たり月額26,000円の支給額を半額の月額13,000円に減額した。さらに、その財源については、全額国庫負担としていたにもかかわらず、これまでの児童手当の制度を残し、地方と事業主の負担を存続させることとなってしまった。

現在、来年度に向け、子ども手当の支給額については増額の方向で、財源については今年度と同様に、地方及び事業主にも負担を求める方向で検討されているところであるが、地方負担については、国と地方との信頼関係を損ねることとなり、到底了承できるものではない。また、現金給付だけでなく、保育サービスや幼児教育の充実などの子育てしやすい環境の整備を推進していくべきである。

よって、国においては、子育てしやすい環境の整備を推進するとともに、来年度以降の子ども手当の支給に当たっては、その財源について全額国庫負担とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年10月1日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆・参両院議長 } あて